

平成27年

南三陸町議会議録

第8回臨時会 8月11日 開会
8月11日 閉会

南三陸町議会

平成 27 年 8 月 11 日 (火曜日)

第 8 回南三陸町議会臨時会会議録

平成27年第8回南三陸町議会臨時会会議録第1号

平成27年8月11日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

出席議員（16名）

1番	後藤伸太郎君	2番	佐藤正明君
3番	及川幸子君	4番	小野寺久幸君
5番	村岡賢一君	6番	今野雄紀君
7番	高橋兼次君	8番	佐藤宣明君
9番	阿部建君	10番	山内昇一君
11番	菅原辰雄君	12番	西條栄福君
13番	後藤清喜君	14番	三浦清人君
15番	山内孝樹君	16番	星喜美男君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐	藤	仁	君		
副	町	長	最	知	明	広	君

総務課長	三浦	清隆君
企画課長	阿部	俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携 推進室長	檀浦	現利君
管財課長	仲村	孝二君
町民税務課長	佐藤	和則君
保健福祉課長	三浦	浩君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	阿部	明広君
復興事業推進課長	糟谷	克吉君
復興市街地整備課長	小原田	満男君
上下水道事業所長	及川	明君
総合支所長兼 地域生活課長	及川	庄弥君
総務課長補佐	三浦	勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木	一之君

教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	修一君
生涯学習課長	菅原	義明君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤	孝志
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤	辰重

議事日程 第1号

平成27年8月11日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 97号 南三陸町定住促進住宅条例制定について
- 第 6 議案第 98号 工事請負契約の締結について
- 第 7 議案第 99号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第100号 町道路線の認定について
- 第 9 議案第101号 財産の取得について
- 第10 議案第102号 財産の取得について
- 第11 議案第103号 財産の取得について
- 第12 議案第104号 財産の取得について
- 第13 議案第105号 財産の取得について
- 第14 議案第106号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで

午前9時5分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

東日本大震災から4年と5カ月目となりました。一日も早い復興が望まれておるところでございまして、本日の臨時会もよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

なお、暑い日が続いておりますので、上着を脱ぐなど暑さ対策はしっかりとなさっていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本会議開会前に、8月1日付の人事発令によりまして財務省より本町の震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長として着任をいたしており、議会に対し職員を紹介したい旨の申し入れがありましたのでこれを許可いたします。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

ただいま議長がご紹介申し上げましたけれども、8月1日付の人事異動によりまして、議場出席の管理職1名増員となってございます。ご紹介申し上げます。

震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長檀浦現利。

○震災復興企画調整監兼地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 檀浦でございます。よろしくお願いします。

○総務課長（三浦清隆君） 財務省主計局からの派遣でございます。以上です。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第8回南三陸町議会臨時会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、15番山内孝樹君、1番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成27年第8回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第7回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告申し上げます。

初めに、平成27年度国民健康保険税等に係る賦課の誤りについてご報告を申し上げます。

町では、7月16日に国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を対象となる町民皆様に発送させていただいたところですが、その後、一部の被保険者に係る税額及び保険料額に誤りがあることが判明しました。原因は、雑損失の繰越控除がある方のうち、被災宅地等の譲渡所得に係る特別控除を電算システム上の計算に適用させなかつたことによるもので、本来の税額よりも多く賦課したものであります。

その内容につきましては、国民健康保険税において71件、2,387万6,600円、町県民税で25件、280万4,100円、後期高齢医療保険料で41件、950万8,000円であり、誤りが判明した後、対象者の皆様には速やかにご連絡を差し上げ、ご理解をいたいた上で新たな納税通知書を順次送付しているところであります。

なお、繰越控除と特別控除が重複した方以外には影響はありませんが、対象となられた方々に対しましては、ご迷惑とご心配をおかけしましたことに対しまして衷心よりおわびを申し上げますとともに、今後はこのようなことがないよう再発防止に努めてまいります。

次に、7月24日に国土交通省において開催された、気仙沼線沿線自治体首長会議についてご報告を申し上げます。

内容といたしましては、JR東日本からは、気仙沼線についてBRTによる本格復旧を目指したいとの提案があり、当町としてはJR東日本の提案を受け入れる旨をお伝えいたしました。この判断に至った理由としては、現行ルートでの復旧は現実的に無理があること、また、この9月に造成が完成する新しい商店街の移転用地において、地域交通の拠点施設を併設する予定であることから、いつまでもこの問題を引きずることでまちづくりをおくらせるわけにはいかないことが大きな理由であります。

町としては、今後、JR東日本の提案に対し、地域振興、観光振興、JR戸倉駅までの鉄路による復旧についても検討していく予定であり、町民皆様に対しましても早期に方向性を示していきたいと考えております。

次に、株式会社ウジエスーパーとの立地協定の締結についてご報告を申し上げます。

8月8日に、当町と株式会社ウジエスーパーとの間で、南三陸町に建設予定の、仮称であります、アップルタウン南三陸ショッピングセンターに関する立地協定の締結をいたしました。

この立地協定は、立地場所を志津川地区土地区画整理事業地域内の大規模利用街区（現志津川字天王前地区）約2万8,000平方メートルを賃貸借することとし、町は平成28年度内を目途に用地を引き渡し、その後、ウジエスーパーによる速やかな立地と町内からの雇用の確保に努めるといった基本的事項について定めたものであります。

立地計画の概要といたしましては、食品スーパーを中心にホームセンター、ドラッグストアなどを併設した、延べ床面積で約7,000平方メートルのショッピングセンター形式を予定しており、平成29年夏の開店を目指し建築を進めると伺っております。

これまで食材等の買い物に不便を来していた状況の解消につながり、また、いまだに町外の仮設住宅などでお住まいの町民の皆様にも明るい話題となり、町にお戻りいただききっかけづくりになるものとして大いに期待をいたしております。

今後はスケジュールどおりの開店ができるように相互に情報交換に努め、まずは基盤整備にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、原子力災害対策における広域避難等計画の策定についてご報告を申し上げます。

これまで、国、宮城県及び関係3市4町により構成のワーキンググループにおいて検討を重ねる等、策定に向けた手続を進めておりました原子力災害に係る本町の避難計画について、

8月7日付で原子力災害対策における広域避難等計画として策定をいたしたものであります。

この計画では、宮城県により示されたガイドラインに基づき、本町のUPZ圏内避難者の広域避難先を登米市とし、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態といった事象の進展に応じた各種対応等について定めているものであります。今後、計画の具体等について、議員各位には改めてご説明させていただくことを予定いたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、教育等の振興に関する施策の大綱の策定についてご報告を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日から施行され、地方公共団体の長は、総合教育会議の設置及びその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。これを受け、当町におきましては、私と教育委員会を構成員とする総合教育会議を二度にわたり開催し、当該会議での協議、調整を経て、本年7月末に当町における教育等の振興に関する施策の大綱を策定いたしましたものであります。

大綱の策定に当たりましては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照しつつ、南三陸町総合計画、南三陸町震災復興計画及び新町建設計画の教育分野の施策を一体的に整理するとともに、復興まちづくりを支える人材育成の視点を意識したところであります。

本大綱は、今年度から平成29年度までの3カ年における当町の教育施策に関し、その目標や施策の根本となるものでありますことから、これまで以上に教育委員会と緊密な連携を図り、大綱に掲げた基本理念のもと、教育施策の方向性を共有して、力を合わせて教育行政のより一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時09分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。10番山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 行政報告及び議案関係資料のその3、2ページ、町道の横断1号線調査測量設計業務委託と、3ページにも4ページにも平磯線とか蒲の沢2号線、戸倉線とありま

すが、全部聞くのは大変時間があれなので、関連もしていますので一つ中心にお聞きしたいと思いますが、今回この参考資料を見ますと、かなりの入札、各社が入札、32社ですか、非常に多い業者が参入しております。そういう中では私も勝手に今回のこの事業は非常に関心度が多くて、重要性もあるのかなと思っているところでございます。

その中で一つお聞きしたいと思いますのは、最終的には入谷横断線といいますか、横断1号線につきましては955万8,000円ということで、江合技術コンサルタントといった方が落札しましたとなっております。1,000万円以下だったので私はおおむねいいのかなと思いますが、この取り組みの事業整備に向け、あるいは計画の大分の見通しというものがもしお話しできればと思います。事業名も事業費ももちろんまだ決まっておらない中の設計の段階でそういうことをお聞きするのは大変あれですが、町の考え方として何かありましたら、ひとつお聞きしたいと思いますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 横断1号線の整備についてというご質問でございます。

ご存じのように、横断1号線は2.8キロの町道でございます。今回測量設計を発注したのが、その約半分の1.5キロということでございます。ちょうど入谷部分にかかる区間でございます。来年の3月いっぱい測量設計を終了したいと考えているところでございます。次年度以降、それぞれ用地の補償のご説明のための用地測量等に2年目は入りたいということで考えてございます。

工事につきましては、一定の用地が確保した場所からそれぞれ工事に入っていきたいと考えております。工事期間でございますけれども、先ほど申し上げおり全体で2.8キロあるということで、今概算でございますけれども、事業費は13億から14億程度全体で必要だらうと考えてございます。まずもって1.5キロ、目鼻がつきましたならば、残っております1.3キロの測量設計に着手していきたいと考えております。この時期につきましては、まだ未定でございます。

ただ、全体としますと、工事費が大変大きいということもございます。それから当然3分の1は町が負担をするということを考えますと、10年近くの工期が必要ではないかと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 山内昇一君。

○10番（山内昇一君） ご存じのとおり横断1号線1.5キロという大変短い、半分くらいですか、そういうことを今課長がお話しされましたが、実は坂の貝崎といいますか、向こうの奥の

ほうから、ふるさと農道緊急整備事業ということで10年ほど前に完成しております。そういった中では、町のほうの交通の利便性あるいはそういった生活の支障というものが今あって、多分復興事業に関連していろいろな業者が来ておりますけれども、あるいはボランティアの方も来ていますが、かなり狭隘でカーブも多いといった中で、交通事故が起きないのが不思議だというくらいの交通頻度でございます。

そういった中で、朝晩の交通ラッシュは非常に多いわけですが、町の都合もありまして今まで重要性はわかりながら、かなりおくれてきたという経過はあるわけですが、どうですか、今お聞きするのも大変難しい話なんですが、こういった事業の進捗の中で地元の人たちの要望とか、あるいはルートの説明というものは、これまでにやってきたのかどうか。それから、今後そういう考えもあるのかどうか、お聞きします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 横断1号線につきましては、震災前それぞれ地域の方、ちょうど1.5キロ部分でございますけれども、させていただいたということは多分議員もご存じだとは思います。ただ、その後時間もたっているということで、今回業者も決定いたしましたので、今月末に改めて地域の皆様とお話し合いをさせていただければと考えているところでございます。日にちは忘れましたが、お盆の時期を挟んで区長の文書配付がございますので、そのときに説明会の通知文書を発送したいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今回の入札、その3であります。測量の入札ということで、最高額と最低額の差が大分あるのかなということで、制限付き一般競争入札でもってやられたと。30社あるいは32社の参加業者でありましたけれども、これはこれだけの差があるということは、これは測量ですから、設計業務委託と同じように最低ラインというのは引いていない入札のやり方なのかなという思いがするんですが、その辺どうなのか。

それから、今測量あるいは設計あるいは土木にしろ建築にしろ、これだけの事業をする際にはこれだけの経費と事業費ということで、皆さん業者さんごとに大体の基準になるべくものが出てるわけなんですね。それなのに、なぜこんなに差が広がったのかなと。50万、100万の差額で当落が決まるのであればすけれども、片や1,850万円、片や9,000万円、すごい開きだなと思っているんですが、これを見ますと全国から業者が集まったようですけれども、その辺どのようなことでこういうことになったのかなと、参考までにお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 業務委託ということでございますので、工事請負契約とは別に最低制限価格は入札上設けてございませんでしたので、純粹に価格競争という形になりました。また、予定価格の内容も含めて入札の実態につきましては、建設課長からご答弁申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 実態は入札に参加していませんのでわかりませんが、一般的なことを申し上げていきたいと思います。今回の地域制限といたしましては、県内に本社、支店、営業所のあるもの、それから今回道路でございますので、道路の経験がある業者、それからそれに伴う技術者がいるところという設定でございます。その結果、30社余りが入札に参加をしていただいたという内容でございまして、価格の差でございますけれども、議員おっしゃるように積算基準、設計業務、測量業務であれ、積算基準が公表されております。単価についても公表されているということで、我々発注者側の積算、それから業者側の積算、もし私のほうの意図が通じていれば、そんなに差が出ないんだろうというふうに考えております。

ただ、もしそこで差が出るとすれば、やはり業務をとりたいという受注に向けた中で、基準は基準として、それから自分の会社で創意工夫をして、どの辺までならコストを削減してこの業務ができるかという検討を多分されたと思います。その結果がこのような差にあらわれてきているんじゃないかなと思います。最高額9,000万円と載っておりますが、これがほぼ予定価格に近い価格でございまして、それを最高額にそれぞれ皆さんが出した結果が、3つの業務にあらわれたというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 予定価格といいますか、町が打ち出した積算価格といいますか、聞こうと思っていたんですが、今課長のほうから最高額が積算価格、予定価格で見ておったと。しかし踏ん張って踏ん張って、どのぐらい踏ん張ればこの1,850万円に下がったのかなんですが。そうしますと、町が打ち出す積算価格、予定価格というのも過大だったのかなというような反省に立つわけですね。今後の反省。その辺、今後どういうふうに持っていくのか。町が出た価格よりもはるかに業者さんが多くて不調だというよりはいいのかなと思いますが、ただ公正な立場から見た場合、公共団体ですので過大な積算の仕方もいかがなものかなということも出てくるわけで、これ課長も大変でしょうけれども、落札すればいいんだということで手ばたきするんでしょうが、ただこの結果を見るとそろばかりも言えないのかなというので、今後の方針といいますか、やり方というのを変えていく考えがあるのかどうか。

その辺のところ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 我々の積算に頼るべきものは、国のほうで作成している積算基準というものが一つの目安になってございます。基本はそこで、それを基本に考えていかざるを得ないと思います。ただ、積算する中で業務の内容の濃さといいますか、密度がどれほどあるかという中で、さじ加減ではございませんけれども、難易度をしっかりと把握しながら、それを価格に反映するということになるかと思います。標準的なものでありますので、その辺それぞれ業務に、一品生産といいますか、注文して一品ごとに一つ一つやる業務でございまして、なかなか大量生産できるものでないので、それぞれ多分実際は違うんだろうと。そこをしっかりと見つめながら積算をしていきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

それでは、ここで昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午前1時59分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番議員が退席しています。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を続行いたします。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

私も同じその3の入札結果についてお伺いしたいと思います。入谷の横断1号線の予定価格というのはどのぐらいだったのか。そして、やはりいろいろ聞いてみると、この入札結果というのは非常に厳しい、あるいは赤字なんじゃないかというお話なんですけれども、それでも業者が仕事をするというのは、どういうことなのか。ちょっと我々にはわからないようなことです。

それと、30社、この数が多いか少ないか私はわからないんですけども、いろいろ聞いてみると、調査測量の仕事が少し減ってきたので集まっているんじゃないかというお話を聞いたんですけども、その辺の状況と、今後こういうことが続くと予想されるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 町では予定価格の事後公表実施要領というのを定めているんですけども、その対象としているのは競争入札の250万円以上の工事請負契約に係るものとしてございますので、これまでもそうでしたけれども、業務委託に係る予定価格は公表はいたしてございません。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入札価格でございますけれども、先ほど前者、前議員さんの質問にもお答えいたしましたけれども、それぞれの業者の皆様がどこまでコストを削減してもやれるかということを検討した結果の金額でございますので、それぞれの業者によって赤字になるとかならないとかの判断をされていると思います。当然赤字になってまで仕事は受け取らないというのは原則でございますので、それは余りないのかなと。いろいろな工夫が多分この金額の中に散りばめられているというふうに考えております。

それから、今後の予定ですけれども、なかなか難しい判断になるかとは思います。今回は道路ということで比較的一般的な業務でございますので、参加しやすかったという点があるかと思います。業務の内容によりましては、なかなか経験がなくて参加したくてもできないというものもございますので、ここは一概に仕事が減ってきたので皆さん�が参加したという単純な話ではないと思います。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 話はそれるかもしれないんですけども、よく大きな公共工事で、調査の段階でゼロ円だとか1円だとかというようなことがありますけれども、今回この落札をした業者が今後本工事のほうにかかるわるということはわからないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あくまで今回の業者は測量設計の業者登録をしている業者でございますので、当然工事のほうの登録はされていないようございますので、工事に参加することはできません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようありますので、これで工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

以上で行政報告を終わります。

日程第5 議案第97号 南三陸町定住促進住宅条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第97号南三陸町定住促進住宅条例制定についてを議題

といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第97号南三陸町定住促進住宅条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、町内に移住または定住をしようとする者に対し住宅を供給することにより、定住の促進及び地域の活性化を図るため設置する定住促進住宅に関する条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第97号の細部説明をさせていただきます。

議案書は2ページから8ページ、議案関係参考資料は5ページから6ページになりますので、それぞれお開きをお願いしたいと思います。議案関係参考資料に基づきご説明をさせていただきます。

本住宅につきましては、館浜の応急仮設住宅を解体移築したものでございまして、7月31日に工事が完成して、現在町のほうに引き継がれております。今回入居者を、定住または移住者に対して提供したいということでございますので、条例の整備を行うものでございます。

それでは、関係参考資料の5ページをお開き願いたいと思います。趣旨につきましては、先ほど町長が述べたとおりでございます。

施設の概要でございますけれども、名称が南三陸町峰畠定住促進住宅でございます。位置につきましては、歌津字峰畠10番地の1、ちょうど歌津中学校の校門の付近でございます。施設の概要でございますけれども、木造平屋建て1棟、34.51平方メートル、約10.5坪の2Kの部屋が4戸、それから46.37平方メートル、約14坪でございますけれども3Kの部屋が1戸、合わせまして5戸の建物となります。延べ床面積が185平米ほどでございます。

次に、入居の選考でございますけれども、第3条で入居者の募集を規定してございます。町の広報、ホームページ等々、2つ以上のものを使って募集するということを規定させていただいてございます。公募の例外といたしまして、緊急時におきましては空き戸がある場合は、

その方を優先的に入居させるというものを規定しております。

次に第5条、入居者の資格でございますけれども、公募日において町外に住所を有し、町内へ定住を希望する者で、第5条の3号から6号までの要件を全て満たすということを規定させていただきます。まず1つが、入居公募日におきまして年齢が40歳以下であること。それから、現在の居住地において税の滞納がないこと。それから、家賃の3倍以上の収入が現在あること。それから、暴力団員でないことの4つを規定させていただいてございます。

それから、申し込みが部屋の数を上回る場合につきましては、公開での抽選とさせていただくという規定をさせていただきます。

それから、入居に当たりましては、連帯保証人をつけていただくということになってございます。

それから、11条に家賃の規定をさせていただいてございます。2Kの部屋につきましては月額2万4,000円、3Kにつきましては3万2,000円と設定してございます。ただ、これにつきましては附則の3で、平成30年3月31日までは2分の1に減免をするということに規定させていただいております。それから、14条で敷金につきましては家賃の3ヶ月分を徴収するということでございます。

6ページをお開き願いたいと思います。26条で住宅の管理上必要な部分を載せてございます。それから罰則といたしまして、不正行為により家賃または敷金の徴収を免れた場合は、徴収を免れた金額の5倍の金額以下の過料を科すということで、罰則を設けさせていただいております。

それから、条例の施行日でございますけれども、平成27年9月25日からの施行としてございます。ただ、施行日前に入居に必要な手続は、準備行為として行っていくということでございます。9月25日に設定した理由は、これから公募を始めて入居手続をしていくと、どうしても9月20日を過ぎるだろうということで、25日とさせていただいているところでございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 条例制定して定住促進住宅を実際に設置して9月から入居できるような人たちを募集していくということですけれども、基本的な考え方は間違っていたら後でお答えの中でいただきたいんですけども、主に想定しているのは、恐らく震災後に南三陸町

に興味であるとか関心であるとか、実際にその関係性を持った人たち、つくってきた人たちを、実際にこの町にお住まいいただくために、町が用意する住宅ということだろうと思うんですね。その中で、条文を見まして多少細かい部分もあるかと思うんですが、町の考え方を確認しておきたい点が幾つかありますので質問させていただきたいと思います。

参考資料ではなくて条文のほう、議案書のほうでお話しさせていただきたいなと思っているんですけども、2ページの第4条1項に、災害により住宅がなくなってしまった方は公募を行わずに入れられますという条文があるんですけども、これはどういうことを想定しているのかがちょっとわかりづらい部分がありますので、説明を加えていただきたいなと思います。例えば、条文だけ読みますと、自然災害なのか、もしくは過失による部分も含まれるのかというところがちょっとわかりづらいなと思っていて、災害ということですので、どの程度の災害を想定しているのか。例えば火事で家がなくなっちゃったという人は公募なしで住めるのかという話ですね。

そもそも町外からの定住促進住宅ですから、町内に住所がある人は住めないという話になっているんですけども、町内で災害があった場合に、家がなくなってしまったという方が複数名出られた場合に、ここに入れるのかどうか。その場合は町外だという条文の適用外になるのかどうかということをお伺いしたいなと思っています。それが1点目です。

2点目は、3ページの第5条になるかなと思うんですが、今お話ししました町内に住所がある方はそもそも住めない話なんですけれども、その住所というのがどこを指すのかということも確認しておきたいんですが、例えば今町外に実際に住居があるんだけれども、それをみなし仮設としていて、そういう方は住所が町内にあるとみなされるのか。どっちなのかということをちょっとお伺いしたいなと思うんですね。

あとこれは町長のお考えになるのかなと思うんですが、第3項に40歳以下の者と書いてあるんですね。40歳というのは、どの辺からこの根拠があるのか、お伺いしたいなと思います。

6ページ、第20条なんですけれども、15日以上使っていない人は使わない可能性がある人は届けてくださいということがあるんですけども、これは想像すると、その定住促進住宅に実際には余り住まずに、生活実態が別にあるんだけれども部屋を借りているという人が出てこないように、長期であるける場合は教えてくださいねということなのかなと思ったんですけども、使用と書いてあるんですね。その使用というものの定義といいますか、何を指して使用なのかということをはっきりしておいたほうがいいと思うんです。荷物を一つでも置いておれば、それは使用となるのか。実際にそこで寝泊まりしていないと、使用とみなさ

ないのかという話です。細かいんですけども、現時点では想定され得ることとしてお伺いしておきたいと思います。

全体を見てなんですかけども、一番最後の質問と重なってくるんですが、セカンドハウスというと非常に語弊があると思うんですが、生活拠点を2カ所以上に構える場合を、そういう使用方法を除外する条文がないように思うんですね。要は、町外に住んでいると。実際今町の外に住んでいるんだけれども、家賃が非常に安いですから、じゃそこで南三陸町で例えば仕事をしている方とかが定住促進住宅にお入りになって、だけど今まで住んでいたところも引き払わずにそのまま置いておくということが可能なのかどうかですね。見解をお伺いしたいなと思います。

もう一つは、条例制定して今は峰畠の5戸ということに限定しておりますが、今後どのようにふやしていく予定なのか。この5戸がどう埋まるかということを判断して、次のお考えがあるんだと思うんですが、今後の展開というのはどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 何点かございますので、1個ずつ回答したいと思います。

特例で入れる場合の規定でございますけれども、これは定住促進に限らず通常の公営住宅でも規定をされている部分でございます。火災で家が焼失したと、今晚にも住める家がないという方は当然ございますので、そういう方についてもし空き戸があれば入居をさせていかざるを得ないだろうというふうに考えております。ここは定住促進住宅だけが特別ではなくて、通常の公営住宅も同じ扱いだと考えてございます。

それから、住所でございますけれども、基本的にはみなし仮設は除外をしたいと考えてございます。あくまでも仕事の関係で、高校、大学卒業後に都市部に行って向こうで世帯を持って、今回Uターンをしたい、またはJターン、Iターンを対象としたいと考えております。

それから15日以上ということなんですが、これも公営住宅では使わせていただいている部分でございます。どうしても今議員おっしゃるように、無断で家をあけるといいますか、長期出かけて不在な方もいらっしゃいます。それでこちらとすれば、何か調子が悪くて部屋の中でもしかすると倒れているとか、そういうことも常々心配しながら管理をしているわけですので、もし本当に長期間旅行なり仕事の関係で不在であれば、そこはしっかり届け出をしていただきたいということで、当然倉庫等に使用する等はもってのほかでございまして、基本的にはそこに住むことが使用ということで考えてございます。

40歳以上ということの考え方でございますけれども、一つ心配したといいますか、高齢の方を除外するわけではございませんが、いずれ地域の担い手なり町の担い手になっていただきたいという思いも一つにございます。それには、やはり一定の時間が必要なんだろうと。例えば10年かかるってその地域のリーダーになると、するともう50歳でございますので、そうすると一番仕事がしやすい年齢、60歳まで考えると10年間は活躍していただけるだらうということを考えますと、40歳前後が一つの目安になるのかなということでございます。

それと、引き続き次の計画というお話でございますけれども、今回館浜の仮設住宅を移築させていただきました。本来15戸ございます。敷地を借り上げているもんですから、地主さんのご都合がございまして5戸分だけ解体をして撤去したということです。それで、現在10戸に10世帯の方が入居している状況でございまして、それぞれ自宅の再建を進めてございます。年内には多分9世帯の方が退去なさるだらうと今考えておりまして、できればそれにつきましても移築をし、同じような利用をしていきたいなと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 質問が多岐にわたったので、ご丁寧に回答いただきました。おおむね町の考え方を想定していたところもありましたし、条例を制定するに当たっては心配な部分というのはクリアになったかなというふうに個人的には思います。

2つですかね、40歳以下というところなんですけれども、このままの条文でいくと、例えば細かいんですけども41歳の人は入れないわけですよね。そういう人が例えば本当に地域を担えないのかというのは別な話だと思うので、例えば40歳以下は料金を安くすると。40歳以上の方は、済みませんがもう社会的にもある程度、一定的に生活に困らないぐらいの収入があるのではないかというふうに判断して料金を上げるとか、何か入り口でシャットアウトしなくてもいいのかなという思いがあるんですけども、その辺どのようにお考えかということを重ねて聞きたいなと思います。

今後、定住促進住宅をふやしていく可能性はあるというようなお話だったのかなと思うんですが、町で発注した分はある程度町の自由にできるということだらうと思うんですね。一応確認なんですけれども、町で発注した仮設住宅というのが幾つあって、残りあと10戸で全てなのかどうか確認しておきたいんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 40歳以上の考え方とすれば、町にはこれ以外にも普通の公営住宅がございます。そちらは当然年齢制限はございません。あるのは所得制限という部分だけでござ

ざいまして、一定の家族がいれば、そちらに入ることも多分可能だと考えてございます。今回特に若年層といいますか、若い人たちに来ていただきたいという思いがございます。

いずれ公営住宅についても、そういうふうにもう少し入りやすいような工夫といいますか、それらも必要になってくるんだろうと考えてございます。

それから、町で建てた応急仮設住宅の数ということでございますけれども、全体で50戸ございます。歌津に15戸、それから志津川地区に35戸でございます。場所につきましては、歌津地区が館浜で、志津川地区が廻館ということで、高校の隣にある仮設が町で建てた部分でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。再度若年層というお話が出たので、条文の中に想定してあるかどうかわからないんですけれども、一つ住居の使い方として、ルームシェアをして使っていくという考え方、主にいわゆる40歳以下というか、若年層の方の中では広まっている部分があるのかなと思うんですね。公営住宅に対してそういう考え方方がそぐわないんじゃないかなという思いもありますけれども、条文の中で明確に規定している部分ではないので、そういう使い方をしようとした場合に条文上可能なのかどうかだけお伺いしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 定住促進住宅に限らず、同居、寄り合い世帯といいますか、それぞれそういう形で入居を許可すべきかどうかという議論が、各自治体でもされているようございます。その中で問題になったのが、責任の所在が不明確になるということが1個ございます。入居申し込み者はお一人でございます。それに同居をするという手続になりますから、もし滞納が発生した場合は、申し込み者が債務者になります。もしその方が途中で何らかの形で滞納したまま退去なさったということになると、同居者の方が継承すれば同居者が支払わなければならぬと。継承しなければ、申し込み者をどこまでも追いかけなければならないという状況になりまして、それが何回か入れかわり立ちかわりになってしまふと、誰の債務だか全くわからなくなる。それから、退去するときには部屋の補修も必要だということを考えていくと、ルームシェアまではなかなかどの自治体もいっていないうござります。そこは我々としても少し検討していかなければならぬなとは思っています。今のところルームシェアについては、前向きには考えていないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

2点ほどお伺いしますけれども、まず3ページの条文の中から、第5条の5項、入居を希望する者の月額の世帯収入が家賃の3倍以上であること、家賃の3倍以上ということは、家賃の額は2Kが2万4,000円、3Kが3万2,000円、これが30年まで3年間は半額だという意味だと思うんですけれども、そうすると家賃が半額になった場合2Kで1万2,000円、3万6,000円の収入ですか。個人でなくて世帯収入が家賃の3倍以上であることとなつてますけれども、果たしてこれで生活できるのか。これから家賃を払っていくのかという思いもします。

それとあわせて、罰則規定がございます。罰則規定は、参考資料の6ページ、不正行為により家賃または敷金の徴収を免れた場合は、徴収を免れた金額の5倍の金額以下の科料を科する。罰則規定は5倍になっていると、果たして収入が3万6,000円の者で、払えなくなつたらこの5倍当然払えませんよね。その辺の整合性というものはどのようにになっていますか。お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃の3倍以上の収入があることということの考え方でございますけれども、当然これから我が町に来たいという方で、もしかすると就職先が決まってない方とか、そういう方も当然いらっしゃるわけで、それでもアルバイト的なことしかやっていないという方も当然考えられます。来てから仕事を探すというときに、高いハードルを設けるというのはどうかなと。それから、こちらといたしましても一定の家賃は当然確保していくといふことがあります。3倍という数字を上げさせていただきました。実際生活できるかできないかはまた別な問題でございまして、最低限そのくらいの収入がないと家賃のほかに電気代そのほかもろもろかかりますけれども、最低でもそこにいるだけでも3倍程度は必要だろうという判断でございます。

それから5倍の考え方といたしまして、家賃を不正にというのはなかなかまれなケースでございまして、特に今回減免規定というのが、2分の1にする以外、それから大きな災害があったときということですので、これはまれなケースです。なかなか使うケースはないんだろうと思っていますけれども、ただ万が一あった場合は3倍しかない人が5倍払うのかというと、そこは多分リンクしないんだろうと考えています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明でリンクしないことが想定で、こういう条例をつくって

いくんでしょうか。ちょっとその辺疑問が残るんですけども、前年の収入だから、働いてきていない人も来るという可能性は確かにあります。しかし、家賃を取るからには、そのような全然働いてなかった人を入れる基準、これで果たしていいんでしょうか。家賃、2万や3万で入れて、家賃が払われないというのは何か目に見えているような気もするんですけども、最低線ですからすけれども、そこを想定したような説明すすれども、果たしてそれで、目的は定住でしょうねけれども、そうなってくると定住が続いていくのかという懸念もされるんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 収入の考え方は、前年ではなくて今幾らいただいているかになります。公営住宅は前年の収入で考えますけれども、定住に関しては入居時に仕事についていて、そのくらいの収入が現実にあると、それ以上のものがあるということを前提にさせていただいてございます。ですから、当然移住するに当たって、仕事を一旦退職してこちらに来るというケースも当然考えられます。そうしたときに、その時点では収入がないわけでございまから、一定の額、生活できるできないは、先ほど申し上げましたのもあるんですが、働いて一定の額の収入を得ているということが多分必要になってくると思います。

そういう意味で、5倍が適当なのか、10倍が適当なのか、なかなか難しいとは思いますけれども、ある程度のことを考えると3倍程度が適当ではなかろうかという判断をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうすると、この罰則規定もかえって3倍のほうがいいのかなと思われるんですけども、これはあくまでも5倍、5倍の金額以下の料金ってこれにしていきますか。私としては3倍のほうがいいのかなと。こちらの条例とリンクしたほうがいいのかなと思われるんですけども、いかがでしょうか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 同じ方が、3倍しかない方が違反をするというはどうなのか。それから5倍を取るではなく、5倍以下という規定をさせていただいているので、その内容によってそこは判断をさせていただき、5倍なのか2倍なのか、またまた3倍なのか、そういう判断はその内容によって決めていかざるを得ないと考えておりますので、必ず5倍取ることではございませんのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

一つは、実はきのう行ってみたんですけれども、周りの環境整備はまだ終わっていないんですね。上がり口の舗装とか、それはもちろんこれからやるわけですよね。

それから、これはいわゆる仮設住宅を移設していますので、仮設住宅で問題になったのが隣の騒音だとかがありましたけれども、壁の補強とか防音対策とかはされているのか。それともともとは木だったようですが、見て木だと思ったら実は木でない壁になっています。それは多分木ではないと思うんですけども、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 9番議員が退席しております。

建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入り口に限らず、駐車場もまだ整備をしていないということなので、今回駐車場の料金は設定をしていないという状況でございます。今後、必要な部分についてはそれぞれ対応していきたいと考えてございます。

それから、防音の問題でございますが、議案関係資料の7ページになります。部屋割りを書かせていただいてございます。そこに箱抜きで壁の構造を記載、ちょっと細かくて大変申しわけございませんが、記載させていただいてございます。壁の厚さが約10センチもともとございます。その中に断熱材を入れ、さらにその外側を石膏ボードでお互いに二重張りをして、それにクロスを張っているということでございますので、完全ではないにしろ、いずれ通常の集合住宅で備える程度の性能は確保したと考えてございます。

それと、外壁でございます。もともとは杉の板張りでございましたけれども、残念ながら全てをもとどおり復元するということになると経費的な問題もございまして、今回は外壁は人工のものを使わせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） そうしますと、今後家賃のほかに駐車料金とか、いわゆる共益部分の料金も加算されるわけですか。

それとこの部屋割りなんですけれども、2Kですので住む人は限られると思うんですけども、何人を想定しているのか。仮に若い人たちが入って家族がふえた場合には、次が必要になると思うんですけども、何人の想定でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 駐車場については災害公営、それから最近の住宅については舗装して車止めをつけて、さらに区画線を引くということで一定の整備をしたということで、使用

料金を徴収させていただいてございます。今後、今敷き砂利程度でございますので、舗装し、それからそういう整備が必要だということで、当然整備をすれば他のバランス上、駐車料金をいただかざるを得ないということになるかと思います。これは今後の、これからつくる分を含めて検討していくことになるかとは思います。

それから、部屋の広さでございますけれども、今回約10.5坪、それから14坪という広さでございます。それで昭和30年代から40年代に建てた木造住宅でございますけれども、28平米から31平米ということで、実は10坪ございません。その中でそれぞれ工夫をしながら生活をしているわけでございます。仮設住宅、狭い、狭いと皆様からいろいろなご意見をいただいておりますが、既存の古い住宅と比べると決して狭くはないと思ってございます。当然工夫次第ではそれなりに長く住めるものだと考えておりますけれども、じゃ何人住めるのかというお話になりますけれども、ここは一概には申し上げられませんが、2Kであれば部屋が2つございます。普通に考えれば夫婦2人に子供お1人、小さいお子様であれば2人まで対応可能かなと。夫婦2人に子供2人、4人が何とか暮らしていけるんじゃないかなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今野です。私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目は、連帯保証人が町内の方ということで規定になっておりますけれども、住む人が町外に住んでいる方というと、連帯保証人が見つかるのかどうか、そこが私ちょっと懸念の部分があるんですけども。例えば自分の家の息子なりが帰ってきてそこに住まわせるんだったら、逆に自分の家に住むんじゃないかと思ったもんですから、町内の方に連帯保証人をしたということで何らかの障壁というか、ないのかどうか、それが1点です。

あと先ほどから前議員も言っていたような40歳以下を限定するということなんですかね、これは町長にお聞きしたいんですけども、私が思うには私が40歳以下ということで感じたのは、この定住促進住宅は移住、定住を進めるためという目的なんですかね、それともう一つ進めて、少子化対策にももしかしたらつなげたいのかなという思いも感じたもんですから。なぜかといいますと、この40歳以下というのは男性だけじゃなく女性の方もターゲットに絞っていると思うんですけども、その件に関してどのような40歳以下の限定だったのか。ちなみに当町にボランティアで来ていた方と一緒になられた方たちも結構多いもんですから、そういう面からも私思ったもんですからお聞きします。

あと仮設の解体、移築したとありますけれども、この費用というのは幾らぐらいだったのか。

もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

もう1点は、先ほど前議員も言ったんですけれども、このような形で再利用、活用できる同等の仮設はまだあるのかどうかということで、先ほど課長答弁では町で建てた分は何十世帯ということだったんですけれども、県とかで建てた立派なものはどうなのか。

あともう1点、管理はどのようにしていくのか。公営住宅に準じて管理組合でしたか協会でしたか、あそこがするのかどうか。以上を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは5つでございます。

連帶保証人の考え方でございます。これまでも公営住宅、災害公営住宅、それぞれ連帶保証人をつけていただいているところでございます。それらについても町内に在住の方を原則とすると。今回も原則町内にお住まいの方を連帶保証人ということで規定をさせていただいております。一つは、就職された方であれば就職先の上司または経営主さんになるかと思います。手近に言うとですね。ただ、災害公営もそうですけれども、どうしてもやはり町内にいらっしゃらない方がいらっしゃいます。その場合、やむなく町外でも可という手続をしてございます。例えば志津川の入谷の住宅に入る方で、保証人が歌津の港だと。そうすると米谷あたりにいる方とどのくらい何かあったときに現場に急行したときに、どのくらい時間が違うのかというとほとんど違わなくて、実は米谷のほうが早いという事態もございますので、そこは柔軟に対応させていただきたいと考えてございます。

ただ、仙台とか東京になりますと、万が一の場合、なかなか来るまで時間がかかるもんですから、その場合は町内に緊急連絡員というものを、条例にはないんですけども指名させていただきまして、その方に連絡をとっていただくという対応をとらせていただきますので、今の考え方とすれば基本的には町内の方、もし万が一町内にいらっしゃらない方はそういうふうな手続を踏みながら入居していただくということになるかと思います。

費用でございますけれども、解体それから移築費用といたしまして、建物だけで3,300万円ほどでございます。

それから、他の仮設ということでございますけれども、今回は木造の在来工法ということで比較的容易に移築ができたということでございまして、先ほど申しました廻館35戸につきましては木造ではなくて、普通のユニットハウスになります。私も解体して再築が可能かどうか、なかなか難しい面が実はございます。全てのものを手作業で取り壊して、またもとのように組み立てることが可能かどうか、そこは調査が必要かと思っています。木造であれば容易

に不足する部品については、それぞれ大工さんが刻みをして対応できるんですが、たしか全て鉄でできていますので、それを1個1個間違いなくもとのように復元できるかというと、なかなかここは難しいものがあるなと感じております

それから、管理につきましては、今回宮城県住宅供給公社に災害公営、それから公営住宅は委託をしております。今回5戸ということで、ここは5戸であれば直営で管理をしていきたいなと考えております。今後数の増減によってまた外部委託をかけるか、直営でやるか、そこはその時々で判断をさせていただければと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 40歳の年齢ということですが、いろいろ議論はあるところだと思います。これが30にすればなぜ30なのと、これが50にすればなぜ50なのという議論になると思うんですが、実はここ数年ボランティアでおいでになった方で、南三陸町に職を見つけてお仕事をなさっている方々がいらっしゃいます。ここ数年、年に1回その方々と交流会を開催させていただいている。皆さんからお話をいただくのは、南三陸を手助けをしたい、そういう立場でこの町に来てるんですが、残念ながらこの町に住む場所がないと。したがって、隣の市にお住まいになっていると。せっかく応援をしたいと思って来ているのに、例えば町民税を含めてほかの市に納めなければいけないという、何か歯がゆい思いを持っていると。何とかこの町に住むことができないんですかというお話は、ずっといただいていました。そのときに大体30人から40人ぐらいの方々ですが、ほとんど20代か30代ということです。

ですから、そういう意味もありまして、いろいろこれからも展開はしなければならないと思いますが、今回この5戸の部分については40歳というのが一つの目安ということで、今回決めさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、連帯保証人に関しては原則ということでわかりました。あと移設の費用もわかりました。

そこで1点伺いたいのは、先ほど課長答弁あったユニットの解体の件なんですけれども、私は以前も多分記憶にあると思うんですけども、こういったユニットの住宅を例えば参考資料の図面から見て、これは5棟続きですけれども、これを半分に切って、例えばユニットのまま移動できないのかと、そういう思いがあったもんですから、現実問題としてこのようなことは難しいのかどうか、この場ではわからないんでしょうけれども、ちなみに私以前も平屋の軒割りの公営住宅ということでいろいろ議論させていただいたんですけども、今回

このような条例が出まして、私も思ったのは今回また角度を一応変えるつもりで、町で今造成している土地、全部家が建つというもとに進めているわけですけれども、残念ながらこれはできる前から言うのも何なんですけれども、あいてしまって、それが長引くようなところに、こういった軒割りの半分のものを置いて準公営住宅みたいにする形がいいんじゃないかと、そういう思いがあるんですけれども、こういったことは可能なのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回木造であるということで1回解体をして、それぞれ柱、それからはり等に小分けをして運ぶことができました。ユニットの場合は先ほど申した難点がございますので、もし使うとすればそのまま持ち上げるしかないんだろうなというふうに思います。ただ、廻館住宅、高校側から行っても下から行つてもそれほど広い道路ではないので、そういう重機が入れるかどうか、なかなか少し疑問がございます。難しいのかなというふうに考えてございます。

それと防集、それから高台移転の部分で空き地に建てたほうがいいんじゃないかというお話をございますけれども、そこは木造の仮設住宅は確かにあるんですが、そこは県の持ち物だということでございますので、県から譲渡を受けなければならぬという手続が一つございます。その場合、跡地の整地等についても町が持たざるを得ないという状況になりますので、そうしてきたときにどこまで建てていいか、その数の目標を立てていかないと、いずれ災害公営住宅、何年後かに多分空き戸が発生してきたときに、管理する側とすればたくさんの在庫を抱えるという状況になります。その数をどのくらいに設定するかについては、ここは慎重に考えざるを得ないと。必要な部分は建てなければならないんですが、ただ過剰に建ててしまうと後々の管理が大変になるということがございますので、そこはもう少し慎重に考えていただきたいなど考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の答弁でわかったんですけども、やはり私は思うに今後のことを考えると、平屋の住宅のほうが埋まりがいいんじゃないかという思いがあるもんですから、ちなみに以前申しましたように、軒割りの2つの住宅で払い下げを前提なんですけれども、片方を大家さんにして、片方を貸すというシステムが、長い時間を経ることによって有効になるんじゃないかという思いもあったものですから、このような質問をさせていただきました。

現実問題としては、ユニットを運ぶ道路が狭いというんですけれども、逆に今復興の道路を見ていると、私が何も知らないで聞くんですけども、簡単に広い道路が次の日あたりにできるような状況なので、一応そういった町道のほうも何らかの形で、簡単にというあれば全然簡単じゃないというのはわかって簡単にと言てるんですけども、できればそのまま道路を使えれば広い道路も使えるのかなと、そういう思いもあったもんですから、一応お聞きしました。やはり現実問題としては、県所有の立派な仮設も解体せざるを得ないのかどうか、そここのところだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 木造の仮設住宅、県のほうでたくさんありますけれども、いずれ建てればいいというものではないと思いますので、必要な数がどのくらいあるのか、それは災害公営住宅の空き状況も含めてトータル的に考えざるを得ないと思っています。せっかくあるんだからもったいないという気持ちが私もございますけれども、ただいずれ管理をしなければならないと。建てた分全て入居して埋まつていただければいいんですが、すぐにはそういう状況にはならないだろうということを考えますと、先ほど繰り返しになりますけれども、一定の見通しのもとに数を設定して、それに向かって必要な分を建てる。譲っていただくものは譲っていただくことも当然出てくるかと思いますが、そういうことになるのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 南三陸町の定住促進住宅条例と。定住、要するにこの町に定住をしていただくための促進住宅だという解釈だと私は思うんですね。先ほど来話を聞いていますと、この町にボランティアとかいろいろ支援している方々が仕事をして、その方々が隣の登米市とか隣接の市町村に住んでいて、この町に住む場所がない、そういうご意見があるためにこの促進住宅を建設するんだというようなお話を聞かされたんですが、その方々が30人から40人ぐらいいるんだと。すると、すぐに満杯になりますね。そういうふうな一例にしたって二例にしたって、30人から40人ぐらいの方々からそういうご意見を聞いたんだというようなお話なので、それはいいことだなど。

問題は、支援をし終わったとか、ボランティアの期間が終わったとか、そういったときに何か引き払ってお帰りになるのかなという心配もしてきたわけなので、あくまでもこの町に永住するんだというような方々にできるだけ入っていただきたいなという思いがしてるんです。人口増対策にもなるわけですし、定住を促進するという意味合いから考えた場合に、私はよ

そから今来ている方々だけではなく、この南三陸町に住んでみたいという方々がいるのであれば喜んで受け入れをすると。そういった方々については、普通の一般の町営住宅、あるいは災害公営住宅と違うわけですから、定住を促進する住宅ですから、であれば既存の住宅とは別に定めを定めるべきでないかなと思ったわけです。

といいますのは、例えばせっかくおいでになってここに住みたいという方につきましては、敷金なんかはゼロでいいかと思うんです。それから、家賃も3万2,000円とか2万4,000円とかじゃなく、まず1万円ぐらいにして気持ちよく来やすい環境、定住する環境づくりが大事なのかなというふうに思ったもんですから、そういう考えはあるのかないのか。よその町を見ますと、やはり受け入れを、住みやすい環境をつくっていらしてくださいというようなやり方をしている町もあるわけですから、既存の町営住宅あるいは災害公営住宅のようなやり方にとらわれずに、やはり独自の定住を促進するわけですから、おいでいただくなれば、そういう方々のための条例も大事なのかなという思いで今質問しているんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃の部分についてご説明申し上げたいと思います。今回の2万4,000円、それから3万2,000円の根拠ですけれども、解体移築した費用を建物の耐用年数22年になりますけれども、それを12カ月で割って月当たりの使用料を出したと。それが2万4,000円と3万2,000円になります。この金額が出た段階で、既存の公営住宅の家賃の算定方法というのがございます。これは収入によってそれぞれ違つてまいりますけれども、条例上入居が可能な6つの階層に分けてそれぞれ金額を出していきますと、2Kであれば1万2,700円から2万5,000円だと、この程度であればですね。そういう形でございます。そうすると、2万4,000円というと最高レベルの家賃になるということになりますので、3Kにつきましても1万7,100円から3万3,700円と、これまた最高レベルの家賃ということになりますので、ちょうど50%であれば一番、第1階層の収入がゼロから10万4,000円までの方の家賃に相当する額だということで半分とさせていただきました。

それで期限を区切ったというのは、実は平成29年3月に災害公営住宅が全て完了して、その年の4月から入居が始まります。大体1年後であれば、大体皆さん入居されて、それぞれの家賃の状況がわかるだろうということなので、その時点で多分このまま継続するのか、それとも本来家賃にするのか、もう少し安くするのか、そういう判断がその時期でされるんだろうというふうに考えておりまして、期限をつけさせていただきました。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、敷金の話がございました。失礼しました。

確かに一般の公営住宅は敷金3カ月分いただいておりまして、災害公営、緊急時であるということも含めましていただいてはおりません。議員おっしゃる部分については、当然そういう優遇策も必要だろうなと考える部分もございますので、そこはもう少し規則のほうでその取り扱い、どういう場合に減免ができるかどうか、そこはもう少し工夫をしてみたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第97号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第98号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第98号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第98号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸町庁舎建設用地（歌津地区）造成工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第98号工事請負契約の締結についての細部説明をさせていただきます。

工事名につきましては、南三陸町庁舎建設用地（歌津地区）造成工事でございます。

工事場所につきましては、南三陸町歌津字舟沢地内でございます。

工事概要といたしまして、敷地造成面積が4,370平方メートルになります。

工事に伴う切り土量につきましては、1万8,600立方メートルでございます。

主な構造物につきましては、擁壁工が334平米、ガードレールが120メートルなどとなってございます。

入札の状況につきましては4から13までに記載のとおりということで、工事期間は平成27年12月25日までと考えてございます。主に平成の森の老健施設の後ろ側の山を造成する工事になります。

図面につきましては、大変見にくうございますが、次ページの9ページに添付をさせていただいてございます。なかなか見にくうございまして、右側から平成の森の進入路を介しまして、左側のちょうどジャガイモのような形をしておりますが、そこが敷地になります。この中には消防署、それから駐車場を設置する予定でございまして、支所の建物につきましては現駐車場に建設することになってございます。

次ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ございませんか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終いたします。

これより議案第98号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第99号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第99号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第99号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度町道寄木線災害防除（法面）工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第99号の細部説明をさせていただきます。

工事名につきましては、平成27年度町道寄木線災害防除（法面）工事でございます。

工事場所につきましては、南三陸町歌津字寄木地内になります。

工事概要でございますけれども、昨年の7月に町道寄木線ののり面が崩落をいたしました。それで9月に崩落した土砂の撤去工事を行い、現在交通を開放している状況でございます。しかしながら、まだまだのり面に不安定な部分がございますので、今回通行者の安全を確保するため対策工事を実施するものでございます。

工事延長につきましては56メートルでございまして、工法的には不安定な部分をアンカー工法により安定させるという工法を採用してございます。361カ所にアンカーを挿入し、不安定な土砂部分を堅固な地盤に密着させるという工法でございます。

入札状況につきましては4から13に記載のとおりとなってございまして、工事期間は平成28

年3月18日までとしてございます。

次ページに平面図がございます。下側が海となっておりまして、網かけした部分が今回対策する部分でございます。2メートルのグリッド上にアンカーを打ち込むという内容でございます。

次に、13ページに標準の横断が載っております。図面の見方でございますけれども、網かけした部分が不安定な土砂がある部分というふうになってございます。本来であれば、この部分を掘削をして取り除くというのが一番確実な方法でございますけれども、そうしてきた場合約1万5,000立米の掘削が必要だということと、その後に約3,000平米を超えるのり面保護が発生すると、それに加えて通行止めをして作業をしなければならないということを考えた場合、のり面をそのまま残しアンカーで安定化をするというのが最善であるというふうに判断したところでございます。

次がアンカー工法の展開図になります。先ほど申し上げたおり2メートルのグリッドでそれぞれアンカーを打ち込み、それを今度ワイヤーで連結して面的な力でまた押さえるという工法でございます。

14、15ページに仮契約書が添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第99号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第100号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第100号町道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第100号町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

本案は、防災集団移転促進事業の田の浦団地、西戸団地、長清水団地の造成工事が完了したことから、団地内道路の町道認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第100号町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

12ページをお開き願いたいと思います。

防災集団移転事業で造成をいたしました田の浦団地4路線958.3メートル、それから西戸団地1路線195.9メートル、長清水団地2路線381.4メートル、合わせまして7路線1,535.6メートルを今回町道認定するものでございます。

議案関係参考資料の16ページをお開き願いたいと思います。田の浦団地の平面図でございます。ちょうど赤い線がそれぞれ走っておりますが、今回認定する路線を表示してございます。丸印が起点、三角矢印部分が終点という記載でございまして、それぞれ4路線ございます。

それから、17ページが西戸団地の平面図でございます。記載方法は田の浦と同じでございまして、丸印が起点、三角部分が終点という表示でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。長清水団地になります。大きく数字の9を書くように1号線を設定をいたしまして、その中間に2号線を設定しているという状況でございます。

これまでも防災集団移転事業で造成した団地内の道路につきましては、町道で管理をすることでございますので、これまでどおり町道に認定をさせていただきまして、町のほうでしっかりと管理をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入れます。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします

す。

これより議案第100号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第101号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第101号財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第101号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、経年劣化により今後の使用にたえないおそれのある小型動力消防ポンプ付積載車を更新することについて、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） それでは、議案第101号財産の取得についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の19ページをお開き願います。

今回取得する財産は、施設の更新を目的として購入する小型動力消防ポンプ付積載車3台です。

購入後は、消防団の第5分団林班、第10分団馬場班、第11分団名足班に配備する計画です。

現在配備中の積載車は震災後に寄附を受けたものですが、初年度登録から既に25年以上を経過しております。金属部分の腐食等といった経年劣化によって今後の使用にたえられないおそれがあるため、更新するものでございます。

入札状況につきましては4番以降に記載のとおりでございます。

以上細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番です。3点ほど伺いたいと思います。

消防ポンプの入札なんですけれども、以前もたしかあったと記憶あるんですが、そのときも古川の会社だったみたいなんですけれども、それ以前はどこが落札しているか伺いたいと思います。

あと消防団の団員の確保及び充足の状況について、伺いたいと思います。さきに志津川小学校で訓練がありましたけれども、そのときの資料によりますと、新たに入団する方よりも退団する方の人数が大分多いように見受けられたので、その充足状況というか、見通しのほうを伺いたいと思います。

あともう1点は、これから新たな団地が造成になって班編成というか、その区の見直し等はどういうに進められているのか、簡単にでよろしいですので伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 1番目の前回までの状況でございますけれども、平成25年からしか資料がないんですけれども、平成25年、26年ともに古川ポンプでございます。

団員の状況につきましては、ちょっと今細かい数字を持っておりませんので正確な数字は把握してございません。

班編成につきましては、現在見直し中ということで、副団長を中心に高台移転を含めまして検討している最中でございます。（「団員わからないの」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君） 正確な数字ではないんですけれども、条例は600人に対して512人くらいだったと記憶しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 大体600人に対して500人ということですので、有事の際の対処は十分なのかどうか。多分大丈夫だと思うんですけども、その点について伺いたいと思います。

あと班編成の見直しなんですけれども、今しているということなんですか、大体見通しとしてはいつごろまで見直しの青写真というんですか、大体のあれができるのか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 危機管理課長。

○危機管理課長（阿部明広君）　幾らでどうのこうのという話ではないと思うんですけども、600が多少多いのかなという感じではあります。見直ししておりますけれども、高台移転が終了するころを目途に再編を考えております。

○議長（星　喜美男君）　ほかに。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第101号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星　喜美男君）　ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第102号　財産の取得について

日程第11　議案第103号　財産の取得について

○議長（星　喜美男君）　日程第10、議案第102号財産の取得について、日程第11、議案第103号財産の取得について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星　喜美男君）　ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星　喜美男君）　提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤　仁君）　ただいま一括上程されました、議案第102号及び第103号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本2案は、戸倉小学校の災害復旧事業に係る管理備品と教材備品の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） それでは、初めに議案第102号財産の取得についての細部説明をさせていただきます。

本案は、戸倉小学校災害復旧事業に係る備品購入のうち、学校の管理運営上必要な一般管理備品の購入であります。議案関係参考資料の20ページをお開き願います。

契約方法につきましては、見積もり徴収による随意契約であります。見積もり徴収業者は、記載のとおり町内の5社であります。

納品の期限は、平成27年9月30日までとしております。

次ページに購入する管理備品の内訳がございますので、ごらんいただきたいと思います。児童用の机、椅子、教職員用の机、教卓、椅子、会議用の長机、椅子など、全部で871個の購入をするものであります。

次に、議案第103号財産の取得についての細部説明をさせていただきます。

本案は、前議案同様に、戸倉小学校災害復旧事業に係る備品購入のうち、各教科で使用する教材備品の購入であります。議案関係参考資料の22ページをごらんいただきたいと思います。

契約方法につきましては、見積もり徴収による随意契約。見積もり徴収業者は、記載の4社でございます。

納品の期限は、平成27年9月30日までとしております。

次ページに購入する教材備品の内訳がございます。国語、算数、理科、社会、音楽、図工、家庭、体育など、各教科で使用する教材備品180個を購入するものでございます。

以上で、議案第102号及び議案第103号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。1点だけ。

21ページのその他の備品一式の中にA E Dというのがありますけれども、これは1個ではないと思うんですけども、何個整備されるかお願いします。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 現在のところ、基本的には各学校1個を基本にしております。

したがいまして、戸倉小学校につきましても今のところそういう予定であります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 今、各学校1個だけなんですか。学校っていろいろな教室もいっぱいあるし、広いところなので、1個では足りないのではないかと思うんですが、今後その整備の予定はないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 基本的に町で購入したものは各学校1個だったと記憶しておりますが、そのほかに支援でいただいたもの等もございますので、戸倉小学校につきましてもその辺は確認をして、必要なものについては対応していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。何点か伺いたいと思います。

まず第1点目は、現在間借り中の校舎から使えるものというか、その備品の移動はあるのかどうか。それが1点。

2点目は、災害復旧ということですが、児童用の机、椅子についてなんですかと、これは地場産材等でつくる考えはなかったのかということで伺いたいと思います。

あと教材備品の購入に関してなんですかと、バレーの支柱とありましたけれども、47点あるんですけれども、その中にテニスの支柱あるいはバドミントンの支柱は含まれているのかどうか、確認お願いしたいと思います。

もう1点は関連なんですかと、この備考欄にプールとあります。ことしの夏は随分暑いようなんですかと、夏休みの学校のプールの開放状況はどのようにになっているのか、多分スクールバスの関係もあっていろいろ難しい面もあると思うんですけれども、現状はどのような開放状況なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） まず、現在併設中の志津川小学校で使用している備品の関係でありますけれども、志津川小学校に併設する段階で購入をしたものもございますし、また支援で多くの図書等を始めいただいているものもございます。そういうたるもので使えるものについては、基本的には新しい校舎のほうに向っていく予定です。ただ、新しく校舎を建設するということで、一通りのものは今回全て新たに購入をし、現校舎から持っていくものについてはその予備であったりとかというふうなことで、有効活用を図っていきたいと思っております。

それから、児童用の机の地場産品の利用ということでございますが、小学校につきましては各学年で児童の発達状況、身長等に合わせてそれぞれサイズの違う机、椅子を使っているという現状がございますので、なかなか地場産ということの対応は難しいんだろうということで、既製品を使用しております。

それから、体育館の関係ですけれども、テニスの関係はございませんが、バドミントンについては支柱等備品購入で予定をしております。

それから、プールの状況でございますが、現在閉鎖中でありますけれども、夏休み中もお盆期間を除いてスクールバスを運行しておりますので、子供たちはプールを利用しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 備品の移動に関しては、新たに全部用意したということで、使えるものは予備等にするということで、もったいないようなんですかけれどもわかりました。そこで、次、椅子に関してなんですかけれども、サイズが何種類があるというんですけれども、何種類あるのか。ちなみに地場産でつくっても、例えばよその学校あたりですと、今木製ですと高さの調整等ができる椅子、机が大分あるので、それでも間に合うんじゃないかと思いましたので、もともと地場産品等は使う考えはなかったのかどうか、伺いたいと思います。

あとバドミントンの支柱はあるということなんですかけれども、テニスの支柱は用意しないということですが、以前たしか戸倉小学校で何か授業の部活か何かでテニスをしていたような記憶があるんですけども、そのところ復旧ということでしたら検討できなかつたのか。ついきのう、おとといですか、男子のテニス優勝しましたけれども、バドミントン、テニス等はバレー等と違って、団体競技じゃなくて個人競技なので、中学校、高校と上がっていく上でスポーツをする機会というかふえていくと思います。そこで、バドミントンの話なんですかけれども、今女子でたしかどこかの高校で活躍している選手が育った小学校が、何か人数いっぱい少なくて、何人かのところの部活で、そういった今もう日本を代表するような選手に育ったという経緯もあるみたいなもんですから、そういった少人数でもスポーツをする、何も全国的に活躍という意味じゃなくて、楽しむ意味での必要性もあると思うんですが、検討のほうはできるかどうか。

あとプールは、戸小だけじゃなくて、歌津地区その他全般のものを一応お聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 児童用の椅子の関係でございますけれども、各学年ごとに違う

規格のもの、サイズのものを使用しております。その中でも同一学年であっても、それぞれ発達の状況が違う場合がありますので、そのお子さんの最も適したサイズというものを使ったりしておりますので、そういったことでこれまで既製品というようなことになっております。

それから、テニスの関係ですけれども、学校の教育課程の、教育活動の中でテニスということをやっておりません。各これらの備品の購入に当たりましては、全て戸倉小学校のほうから希望を上げていただきまして、その内容をこちらで検討して、学校の希望に沿った形で購入するというふうにさせていただいているところであります。

それから、プールの利用につきましては、小学校各学校に夏休み中スクールバスを運行しております。参考までに中学校につきましても運行しております。小学校についてはプールの利用、学習活動のため、中学校については部活動であったり、学習活動のためということで、お盆期間を除いて全ての小中学校にスクールバスを運行しているという状況であります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 椅子、机に関してはわかりました。そこで、最後に椅子、机に関してなんですかけれども、大体1脚見積もりでは机が幾らで椅子が幾らぐらいなのか、最後に伺いたいと思います。

あとバレーの支柱等のあれは、現段階での学校のPTAその他の希望ということでわかりました。

あとプールの利用はしているということなんですかけれども、その利用率というか、まだ夏休みが終わってないので集計はしていないんでしょうけれども、途中大体でよろしいですので、どれくらい利用しているのかわかれば。結構親御さんたちの中で、先日うちちらも委員会で林際の町民プールを偶然見たんですけれども、結構な利用だったので、学校のほうのプールはどういう形なのか、一応伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 机、椅子の値段ということでございますけれども、児童用の机につきましては定価ベースで8,330円ほどです。児童用の椅子につきましては、5,695円になっております。

それから、プールの利用の人数ということでございますけれども、残念ながら数値的には今把握をしておりませんが、ことしは暑い日が続いたので多くの子供たちが利用しているというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第102号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第104号 財産の取得について

日程第13 議案第105号 財産の取得について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第104号財産の取得について、日程第13、議案第105号財産の取得について。

お諮りいたします。以上本2案は関連がありますので一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました、議案第104号及び議案第105号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本議案は、田の浦地区及び館浜地区の防災集団移転促進事業地内に整備する集会所の取得について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部については、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） それでは、初めに議案第104号財産の取得について細部を説明させていただきます。議案書は16ページになります。

議案書に記載のとおり、本議案につきましては昨年度末に完成しました田の浦防集団地内に整備する予定の集会所及び附帯施設について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から3,747万6,000円で買い取りをするものでございます。防集団地に整備する集会所につきましては、本案件が4件目、本年度としましては3件目となるものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料24ページをお開き願います。

事業の概要ですが、田の浦防集団地造成工事において整備しました公益施設用地約343.72平米の敷地に、木造平屋建て集会所1棟134.15平米、約40坪の集会所と外構部分も含めた附帯施設を整備するものでございます。

整備のスケジュールにつきましては、本議案の議決をいただいた後、今月中に建築確認申請業務に着手しまして、来年2月末に完成、引き渡しを受ける予定となっております。

次に25ページをお開き願います。田の浦団地の土地利用計画図でございます。集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記しております団地の南側になっております。次の26ページには配置図、それから27ページには間取りの平面図、28ページにはイメージパースを添付しております。部屋の配置、間取りなどにつきましては、これまでの団地同様、団地の方々や地域の方々と打ち合わせを行いながらまとめてきたものでございます。

引き続き、議案第105号の細部説明をさせていただきます。

議案書は17ページになります。議案書に記載のとおり、本議案につきましても館浜防集団地内に整備予定の集会所及び附帯施設について、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会から3,747万6,000円で買い取りをするものでございます。

詳細につきましては、議案関係参考資料29ページをお開き願います。

事業の概要ですが、館浜防集団地造成工事において整備しました公益施設用地約404.65平米の敷地に、木造平屋建て集会所1棟134.15平米、約40坪の集会所と外構部分も含めた附帯施

設を整備するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、田の浦団地同様、本議案の議決をいただいた後、今月中に建築確認申請業務に着手し、来年2月末に完成、引き渡しを受ける予定となっております。

次に30ページをお開き願います。館浜団地の土地利用計画図でございます。集会所の位置につきましては、オレンジ色で表記しております団地の南西側となっております。

次の31ページには配置図を、次の32ページには間取りの平面図、33ページにはイメージパースを添付しております。

館浜団地につきましても施設の配置、間取りなどについては、団地の方々や地域の方々と打ち合わせを行いながらまとめてきたものでございます。

以上、2つの議案の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

1点ほどお伺いしますけれども、これは地域の住民の皆さんに十分説明して納得したような説明でございました。それで田の浦の集会所も館浜の集会所もそれぞれ既存の、震災前の集会所が壊されてなくなっています。それと一緒にここが使われるのか、それにしても田の浦は23戸、館浜は19戸ということなんですけれども、少ない館浜のほうが面積的には多いんですけども、それはどのようない経過でこのようになったのか、ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 防集団地の数につきましては、議員おっしゃるとおり田の浦団地が23区画、館浜につきましては19ということでございます。被災されず残った世帯が、館浜につきましては残存する家屋が38ということで、合わせて57です。田の浦につきましては41戸ということで、合わせて64ということになります。防集団地の集会所の整備計画策定する段階で、大中小ということで集会所の大きさを整備する予定で、ちょうど田の浦、館浜につきましては60前後ということで中規模な集会所の大きさということで、40坪ということで計画をしております。以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 40坪前後ということで若干の差があるんですけども、61世帯と57世帯、4軒ほどの違いなので、間取りも同じようなんですけども、今は防集と既存の残された住居の住民とのコンセンサスが得られない地区もございます。そうした場合、この防集の集会

所を両方で使うという形になると思いますので、その辺は防集の人たちだけの説明ではなくて、既存の住民の人たちも交えた話し合いをして、お互いにコンセンサスができるようなコミュニケーションを、そういうふうにお互いになれるような利用の方法を指導していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 私も集会所の建設時期について伺いたいんですけれども、先ほど課長答弁で地区の方たちの要望を十分聞いたという説明があったんですけども、私思うには団地に全部家が建って、そして新たにつくる集会所なので地域のコミュニティーの構築というんですか、いい感じで成り立っていくためには喫緊に必要なのかもしれませんけれども、少し時間をかけて団地の地域の方たちの意見を聞いて建てるということは可能なのかどうか。みんなそれぞれ来年2月引き渡しということなんですねけれども、いろいろな縛りの上で制約はあると思うんですけども、もう少し建設の時期をゆっくりというか、そういった形ではできないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 防集内の集会所の整備につきましては、防集事業の一環ということで枠組みが決まってございます。その防集の造成と合わせながら進めいかなければいけないということで、時期、早いにこしたことはないと思うんですけども、議員おっしゃるとおり周りに家が建っていないのにとか、残存する方々とのコミュニティーを考えてから整備してはという意見もわかりますけれども、防集事業の制度上、最後のほうが決まっていますので、完成した団地ごとに順々に今年度あと3つの団地を残しておりますけれども、3つと、来年度は浜々防集の大きい大規模団地4地区を予定しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今、課長の答弁で、防集の枠組みの中で制度上仕方ないということなんですけれども、そこで私再三、いつも聞いているんですけども、人寄せにも使えるようシャワーなりなんなりの設備というのは、そういうのは団地地域の方たちのそういった意見は全然出ないのかどうか1点と。

あと現にもう建ったところの集会所の利用率といいますか、例えば藤浜始めいろいろなところがもうできてますけれども、そのところはどのような状況なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） シャワーの意見はございません。それから、藤浜につきま

しては、地区の集会などに利用されております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 集会所はどれぐらいの頻度というか、それなりに使われてるんでしょうけれども、制度上仕方ないというか、枠組みがあるということなんですが、そのところはどういうなのかな。

あとシャワーの件に関しては、本当に要望がないのか。私思うには、つくるほうがそういうた提案等はできないものなのか。この設計の図面を見ますと、ほとんど同じなので、私前にも言ったように、多目的のトイレを何らかの形でということで再三質問してるんですけれども、制度上はつくってつくれないことはないという答弁をたしかいただいていましたので、今後のコミュニティーというかしていく上で、私はもし地区の人だったら必要だと、私だけ思っているのかどうかわからないですけれども、そういったところをもう少し積極的に確認していくって、つくっていったほうが私は地区住民の方たちの今後のコミュニティー等の結束にも有効に活用できるんじゃないかと思うんですが、もう一度だけ伺って終わります。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 議員おっしゃいますとおり、シャワーの件につきましては今後の集会所におきまして地域で必要かどうかというところを確認をしていきたいというふうに思います。

それから、藤浜集会所の利用の件につきましては、現在利用状況の細かい数字を持ち合わせておりませんので、申しわけございませんがこの次ということでおろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

2カ所とも配置図がありますけれども、その中に車椅子のマークがあるんですけども、これは車椅子を置く場所なんでしょうか。それで、もしそうだとすれば、ここに雨よけなり風よけのような設備があつたらいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） この車椅子のマークの部分につきましては、駐車場になります。身障者用の駐車場ということになります。館浜、田の浦とも1台分のスペースを用意しております。（「屋根はついてるの」の声あり）

屋根は現在では整備する計画には入っておりません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） あつたらいいのではないか、むしろあるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 議員おっしゃいますとおり屋根があればいいのかなとは思いますが、身障者用の駐車スペースでございますので、車で来て、それからスロープを上がっていって集会所へ入るというような設計になっておりますので、現在のところでは雨よけ、屋根は計画には入っておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第104号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第105号の討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第106号 平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第106号平成27年度南三陸町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第106号平成27年度南三陸町一般会計補正

予算（第3号）の概要についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、東日本大震災復興交付金事業の第12回分として決定いただいた高齢者生活支援施設等整備事業についての所要額を計上したものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、一般会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

改めて1ページの議案書部分をごらんください。今回、歳入歳出それぞれ13億7,113万3,000円を追加して、予算総額を549億6,587万8,000円とするものです。総額549億をいわゆる通常分と震災復興分の予算に分離いたしますと、通常分が75億400万円、13.7%、震災復興分が474億6,100万円、86.3%となります。

また、全体予算の中のいわゆる投資的経費、ハード部分に係る予算でございますけれども、400億4,000万円、全体予算の72.8%がハード経費となります。

また、今補正を昨年度同時期と比較いたしますと、21.5%増の予算となります。97億2,700万円ほど昨年度の同時期の予算よりは多くの予算という形になります。

では、執行予算の説明に入ります。7ページ、8ページをごらんください。歳入歳出を列記してございますので、あわせてご説明申し上げたいと思います。行ったり来たりいたしますがご了承いただきたいと思います。

まず、13款の国庫支出金、総務費国庫補助金で13億6,129万9,000円、説明欄に東日本大震災復興交付金とございます。今回第12次の復興交付金の決定を見てございます。全部で5つの事業の交付金の決定をいただきました。これまで12回の部分を配分を合計いたしますと、854億決定してございます。そして、この歳入で入ってくる予算を全額歳出の復興総務費の復興管理費、25節の積立金に同額を基金として一度積み立てます。基金上の現在高は235億6,000万円となります。

歳出欄で、復興民生費で高齢者生活支援施設等併設事業費、19節負担金補助及び交付金で983万4,000円、説明欄には高齢者生活支援施設等整備事業補助金とあります。これはベイサイドアリーナの向かい側のところに災害公営住宅の整備予定でございますけれども、その災害公営住宅と同時期に、民間事業者による民設民営による高齢者福祉施設を整備する予定でございます。民設民営でございます。そのうち決定した事業者に対して、建築設計費に係る部分を今回予算計上してございます。建築設計は、全体で27、28年、2カ年度で約2,360万円、

必要経費として見越してございますけれども、そのうちの27年度分が1,475万円ほど、このうちの3分の2を町のほうで補助金として執行します。計算いたしますと983万4,000円となります。残りの3分の1は事業者負担でございます。

なお、この歳出予算の983万4,000円のうち財源として見てございますのが繰入金で、基金繰入金を計上してございます。復興交付金の事業ということでございますので、この983万4,000円の8分の7を復興交付金で見てございます。860万4,000円、残りの8分の1相当額については、震災復興特別交付税ということで123万円の予算計上でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行つてください。それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。1点だけお伺いします。

8ページの高齢者生活支援施設等整備事業補助金というただいま課長の説明ですけれども、これは町でつくって民間利用させるということなんですけれども、ハード部分をつくって民間に事業をやらせるという解釈と、設計（「民設民営」の声あり）……、民営で補助金が8分の7出るということなんですけれども、この中身はデイサービスか何かさせるんでしょうか。中身についてご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは高齢者の福祉施設の内容につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。さきの6月の定例議会で後藤議員からの一般質問もありまして、あと補正予算のところでも説明を申し上げましたが、改めてご説明申し上げたいと思います。

高齢者の生活支援施設につきましては、一つは介護保険の対象となりますデイサービスセンターをやっていただくということが一つでありますし、もう一つの生活サービス提供施設につきましては、高齢者の見守りと生きがいづくり、働き場の提供などといったサービスをやっていただくということで、民設民営という形で、民設でございますので、その事業費に対しまして一定の補助を町がするということでございます。

先ほど総務課長から説明申し上げましたとおり、今年度の事業費につきましては建築設計に係る分ということで、経費の3分の2が12次の復興交付金で認められましたので、今回その分を計上したものであります。今後におきましては、28年度以降に建設、それから工事監理分の予算が補助金として計上する予定となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今年度は設計で、来年度がハード部分の実施ということになりますけれども、防集が出てくると高齢者、このベイサイドの部分は東地区は40%近くいくのではないかと思われますので、その辺は民間がこういう事業をやるということは大変地区にとっては、防集にとっては大変いいことですので、ぜひそこを利用して介護度が上がらないような施策をとっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第8回南三陸町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時34分 閉会